

※枠内を記入してください

令和 年度「事務所、事業所」または「家屋敷」に関する市民税・県民税申告書

令和 年 月 日

竹田市長 あて

1月1日 現在の 住所											
現在の 住所											
フリガナ											
氏名	(印)				生年月日	明・大 昭・平	年 月 日				
電話番号	()				職業						
個人番号											

市内に有する次の物件につきまして、地方税法第317条の2第7項及び竹田市税条例第36条の2第8項の規定により申告します。

「事務所、事業所」又は「家屋敷」の所在地	種類	屋号(店舗名)	開(廃)業年月日	
竹田市	事務所 事業所 家屋敷		昭 ・ 平 ・ 令	年 月 日
			開業・廃業	
竹田市	事務所 事業所 家屋敷		昭 ・ 平 ・ 令	年 月 日
			開業・廃業	

次のすべて該当する方に課税されます。

・1月1日現在、竹田市に住民登録がない。

・市民税・県民税が竹田市では課税されておらず、実際に居住している市区町村で課税されている。

・竹田市内に自分または家族が住むことを目的とした、いつでも自由に居住することのできる独立性のある住宅または事務所、事業所を有している。(※現に居住の有無及び自己の所有であると否を問いません。)

※地方税法では、家屋敷・事業所課税の対象になる方については、『市町村民税の均等割を課税する市町村ごとに納税義務があるものとして県民税の均等割を課税する』こととされており、県内の他の市町村で県民税が課税されている場合でも、県民税の二重課税にはなりません。

個人番号カードまたは通知カードなどの個人番号確認書類及び運転免許証などの身元確認書類
(郵送で提出する場合はコピーを添付してください)

【問い合わせ先】

竹田市役所 税務課 課税係

電話番号:(代表)0974-63-1111 内線124 125 126

E-mail: zeimu@city.taketa.lg.jp